

報道関係者 各位

平成27年 3 月 31 日

【照会先】

職業安定局 派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課 長

富田 望

主任中央需給調整事業指導官

戸ヶ崎 文泰

課長補佐

梅田 心一郎

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線5335)

(直通電話) 03 (3502) 5227

平成25年度 労働者供給事業報告書の集計結果

厚生労働省では、このほど、「労働者供給事業報告書」（平成25年度報告）をとりまとめましたので、発表します。

職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）では労働者供給事業を行う労働組合等に対し、各年度毎の運営状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するよう定めています。

1	労働者供給事業を実施している組合等数	9 1 組合
2	供給実績	
(1)	需要延人員	1, 793, 936 人(2. 6%増)
(2)	供給延人員	1, 779, 501 人(2. 0%増)
(3)	供給実人員	34, 745 人(3. 7%増)
3	平成26年3月末日における供給対象組合員（注1）等総数	
(1)	常用供給数（注2）	10, 680 人(2. 4%減)
(2)	臨時的供給数（注3）	1, 714 人(21. 4%増)
(3)	合計	12, 394 人(0. 3%増)
4	平成 26 年 3 月末日における組合員等総数	962, 231 人(13. 6%増)

注：労働者供給とは、「供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣に該当するものを含まない」ものであり、これを「業として行う」ことは、職業安定法第 44 条により禁止されているが、労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

（注1）供給対象組合員：労働者供給事業を実施する対象となる組合員

（注2）常用供給数：常態的に供給の対象となる組合員数

（注3）臨時的供給数：他の雇用主に雇用されている者等で、仕事の繁閑に応じて雇用主の了解を取って、臨時的に供給の対象となる組合員数

労働者供給事業報告集計結果

- 1 報告対象期間
- 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 2 許可組合数
- 91組合(平成24年度:86組合)
- 3 労働者供給実績等 (対前年度比)

			自動車運転の職業	建設の職業	運搬労務の職業	その他	計
①供給実績	需要延人員	平成24年度	1,393,495	1,678	244,293	109,547	1,749,013
		平成25年度	1,433,440	2,322	245,838	112,336	1,793,936
		対前年度増減比	(2.9)	(38.4)	(0.6)	(2.5)	(2.6)
	供給延人員	平成24年度	1,392,200	956	243,199	108,051	1,744,406
		平成25年度	1,421,843	1,447	245,154	111,057	1,779,501
		対前年度増減比	(2.1)	(51.4)	(0.8)	(2.8)	(2.0)
	供給実人員	平成24年度	28,915	750	1,701	2,132	33,498
		平成25年度	30,614	833	1,269	2,029	34,745
		対前年度増減比	(5.9)	(11.1)	(△ 25.4)	(△ 4.8)	(3.7)
②平成26年3月 末日における供 給対象組合員等 総数	常用供給数	平成24年度	6,657	2	1,113	3,169	10,941
		平成25年度	6,687	701	1,119	2,173	10,680
		対前年度増減比	(0.5)	(34,950.0)	(0.5)	(△ 31.4)	(△ 2.4)
	臨時的供給数	平成24年度	500	525	327	60	1,412
		平成25年度	608	679	305	122	1,714
		対前年度増減比	(21.6)	(29.3)	(△ 6.7)	(103.3)	(21.4)
	計	平成24年度	7,157	527	1,440	3,229	12,353
		平成25年度	7,295	1,380	1,424	2,295	12,394
		対前年度増減比	(1.9)	(161.9)	(△ 1.1)	(△ 28.9)	(0.3)
③平成26年3月末日における組合員等総数							
		平成24年度					846,858
		平成25年度					962,231
		対前年度増減比					(13.6)

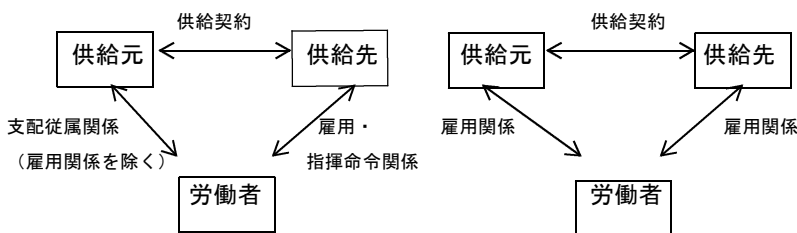
注) 常用供給数とは、常態的に供給の対象となる組合員数である。
臨時的供給数とは、他の雇用主に雇用されている者等で、仕事の繁閑に応じて雇用主の了解を取って、
臨時的に供給の対象となる組合員数である。

参 考

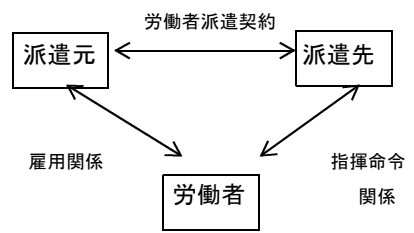
- 労働組合等が無料で行う労働者供給事業について
 - ・ 労働組合等が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを目的として組織する団体であり、労働者との間に身分的な支配関係や強制労働、中間搾取といった労働者保護の面からの弊害の発生する余地が少ないことから、労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。
 - ・ 労働組合等とは労働組合のほか、国家公務員法や地方公務員法に規定する職員団体及び国会職員法に規定する国会職員の組合をさす。
(「労働者供給事業業務取扱要領」より)

○ 労働者供給と労働者派遣との違い

《労働者供給》



《労働者派遣》



○ 職業安定法〈抄〉

(定義)

第四条 この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあつせんすることをいう。

⑥ この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

(労働者供給事業の禁止)

第四十四条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

(労働者供給事業の許可)

第四十五条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

○ 職業安定法施行規則〈抄〉

(法第四十五条に関する事項)

第三十二条 労働者供給事業を行おうとする労働組合等は、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、厚生労働大臣に許可を申請しなければならない。

③ 労働者供給事業の許可の有効期間は五年とする。

⑦ 労働者供給事業を行う労働組合等は、労働者供給事業に関し、厚生労働大臣の定める手続及び様式に従い帳簿書類を備え付けるとともに、報告書を作成し、これを主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経て、厚生労働大臣に提出しなければならない。